

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月12日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第37号

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「293,000円」を「292,000円」に、「233,000円」を「232,000円」に、「148,000円」を「147,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。